

発達障害者支援の課題と方向性(たたき台案)

1. 発達障害者支援によって目指すべき社会

- ・ 発達障害者の一人一人が持つ学習面、行動面、社会性、コミュニケーション等に係る課題に対して、様々な分野の関係者が連携し、ライフステージ(乳幼児期～成人期)を通じて継続的に支援を提供し、対応能力の向上を図ることにより、二次的な障害の発生を防止し、成人期に企業等で一般就労を行うなど、発達障害者が自立と社会参加を実現できる社会を目指す。
- ・ このため、今後5年間を目途として、優先順位を付けながら、保健、医療、福祉、教育、労働、行政等が連携し、発達障害者の早期発見・早期療育、学校教育における支援、就労の支援、生活の支援、支援体制の整備、人材の育成、発達障害への理解促進等に取り組む。

2. 発達障害者支援の課題と方向性

(1) オール京都体制の支援・連携ネットワークの構築

現状と課題

- ・ 小・中学校の児童生徒の6.3%が発達障害の可能性があると、多くの発達障害者が社会で生活しているが、外見からは分かりにくく、行政、企業、府民の発達障害の理解が不十分。
- ・ 発達障害者への支援は様々な関係機関が連携して行う必要があるが、保健、医療、福祉、教育、労働、行政等の支援体制や連携はまだ十分ではない状況。

対策の方向

○ オール京都体制での支援・連携ネットワークの構築

- ・ 保健、医療、福祉、教育、労働、行政等が参加した、オール京都体制での発達障害者支援・連携ネットワークを構築する。

○ 課題ごとのプロジェクトチームの設置

- ・ オール京都体制の支援・連携ネットワークの下で、課題ごとや、地域ごとに、関係者が具体的な解決方策を検討するプロジェクトチームを設置し、支援の充実や連携強化等を図る。

(2) ライフステージに対応した支援策

① 乳幼児期

現状と課題

○ 年中児スクリーニング

- ・ 年中児スクリーニング(5歳児健診)については、発達障害者の早期発見に有効(「要支援児」の約3割が年中児スクリーニングで初めて「要支援」と判定)。
- ・ 府内の全ての市町村が年中児スクリーニングを実施しているが、保育所・幼稚園で見ると、対象保育所・幼稚園は約6割に止まる(特に私立保育所・幼稚園では約4割に止まる)。
- ・ 年中児スクリーニングの方法について、問診票を用いて実施する市町村が減少。市町村によっては、保健師や保育所・幼稚園の保育士等が行動に問題のある児童を抽出した上で専門家による判定を実施(府の財政支援の対象外)。

○ 年中児スクリーニングの事後支援

- ・ 年中児スクリーニングの事後支援として、22市町村が園巡回を実施しているが、SSTは5市町村の実施、ペアレントトレーニングは7市町村の実施に止まっており、事後支援を実施する市町村の拡大が課題。
 - ・ 園巡回: 専門職が保育所・幼稚園を巡回し、保育士等に指導・助言
 - ・ SST(ソーシャルスキルトレーニング): 集団生活のルールや人間関係づくりを学ぶため、ゲーム等の小集団活動を実施
 - ・ ペアレントトレーニング: ほめられることで子どもが達成感を味わい、自信を深め、将来の生きる力をはぐくめるよう、保護者を対象とした子どものほめ方教室を実施
- ・ 「要支援児」について、保護者が障害を受容し、早期に療育が開始できるよう、事後支援体制とともに、精神的サポートや総合的に情報提供できる相談支援体制を充実する必要。
- ・ 「園支援児」については、園巡回等の支援を受けながら、保育所・幼稚園の保育士等が対応できるよう、保育士等の資質を向上する必要。

対策の方向

○ 年中児スクリーニングの対象保育所・幼稚園の拡大

- ・ 京都府と市町村が連携して、私立を含め、保育所・幼稚園の関係団体や、未実施の保育所・幼稚園に働きかけを行う。
- ・ 未実施の保育所・幼稚園に対して、まずは問診票を用いず、保育所・幼稚園の保育士等が行動に問題のある児童を抽出した上で専門家による判定を実施する方法も含め、年中児スクリーニングの実施を促す。

○ 年中児スクリーニングの事後支援を実施する市町村の拡大

- ・ 事後支援を行う市町村が拡大するよう、財政支援の見直しを検討する。
- ・ 事後支援に関する専門的分野(発達クリニック、保育士・教師等を対象とした発達障害の理解を深める研修、保育士・教師等を対象とした子どものほめ方教室(ペアレントトレーニング手法の普及)、ペアレントトレーニング指導者養成、ペアレントメンター養成等)について、保健所が実施する。
- ・ 事後支援を行える人材(作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、保健師等)の育成を支援する。

○ 身近な相談支援体制の充実

- ・ 保護者が身近な場所で精神的サポートや総合的な情報提供を受けられるよう、相談支援事業所や発達障害者圏域支援センター等の相談支援従事者を対象とした発達障害専門研修を実施する。
- ・ 発達障害者支援センターについて、京都府全域の発達障害者支援の中核機関として、発達障害者圏域支援センターや相談支援事業所のバックアップ支援機能のほか、支援・連携体制の構築機能、人材養成機能、支援手法開発機能等を強化する。

② 学齢期

現状と課題

○ ライフステージを通じて一貫した支援

- ・ 就学に伴い児童の生活環境が大きく変わるため、学校生活にスムーズに適応できるよう、就

学前から就学期への移行に当たり、就学前の本人の状況、支援内容、配慮事項等を小学校に引き継ぐシステムが必要。

- ・ 学年進級に伴い担任教師が替わると、それまでの支援が途切れてしまう場合があり、また、教師が家庭を含めた生活全般を支援することは困難。
- ・ 一人一人の発達障害者について、ライフステージ(就学前から就学中、就学後まで)を通じて相談支援事業所や発達障害者圏域支援センター等が継続的に支援するとともに、各ライフステージに対応して、保育所・幼稚園、小・中・高校、児童発達支援事業等の支援を組み合わせる体制を構築する必要。

○ 就学中のSST

- ・ 就学中のSSTについて、モデル事業として、中丹西保健所や福知山市等において発達障害のある小学2年生と小学5年生を対象に実施してきたが、実施地域の拡大や、小・中・高校での各段階に応じた実施が課題。

対策の方向

○ 「支援ファイル」や「移行支援シート」の活用促進

- ・ 保育所・幼稚園、小・中・高校等の間で、本人の状況、支援内容、配慮事項等が引き継がれるよう、「支援ファイル」や「移行支援シート」の活用を促進するため、「支援ファイル」や「移行支援シート」の標準モデル及び記入マニュアルを作成・改訂した上で、地域ごとに独自に修正できるように市町村に電子媒体を提供する。
- ・ 地域ごとに関係者で協議し、「支援ファイル」や「移行支援シート」の引継方法、引継窓口等を定めるとともに、地域の社会資源マップ(保健、医療、福祉、教育、労働等)を作成する。
- ・ 「支援ファイル」、「移行支援シート」を活用する市町村が拡大するよう、財政支援を検討する。
 - ・ 支援ファイル:乳幼児期から学齢期、成人期まで、成長記録や支援内容等を記入することにより、関係者が情報を共有
 - ・ 移行支援シート:保育所・幼稚園から小学校、小学校から中学校、中学校から高校等の移行に当たり、それまでの支援内容や配慮事項等を記入し、移行先に引き継ぎ

○ ライフステージを通じて一貫した相談支援体制の構築

- ・ 就学前から就学中、就学後まで、発達障害の特性を踏まえた相談支援が行われるよう、相談支援事業所や発達障害者圏域支援センター等の相談支援従事者を対象とした発達障害専門研修を実施する。
- ・ 発達障害者支援センターについて、京都府全域の発達障害者支援の中核機関として、発達障害者圏域支援センターや相談支援事業所のバックアップ支援機能のほか、支援・連携体制の構築機能、人材養成機能、支援手法開発機能等を強化する。

○ 就学中のSSTの拡大

- ・ 就学中のSSTについて、モデル事業を踏まえ、実施地域の拡大や、小・中・高校での各段階に応じた実施を検討する。
- ・ 発達障害者を含むクラス全員を対象にしたSSTや、社会福祉法人等による地域の児童を対象にしたSSTの実施を検討する。

○ペアレントトレーニング手法の普及

- ・ 保育士・教師等を対象とした子どものほめ方教室(ペアレントトレーニング手法の普及)を実

施する。

③ 成人期

現状と課題

○ 一般就労に向けた支援

- ・ 学齢期から、将来的な一般就労に向けて、就労支援を行うことが重要。
- ・ 一般就労を希望する発達障害者について、職業人の基本ルール・マナーの習得、社会生活の技能向上、企業実習等の就労支援を行うことが必要。
- ・ 雇用先の確保のためには、地域や企業などによる発達障害の理解が不可欠。

○ 生活支援

- ・ 一般就労が困難な発達障害者が就労継続支援事業所や生活訓練、地域活動支援センター等を利用する場合に、事業所の対応ノウハウが不十分なことがある。
- ・ 自閉症等で強度行動障害をもつ者について、入所施設や在宅において支援が困難となっている場合がある。

対策の方向

○ 一般就労に向けた支援の充実

- ・ 高校において、ハローワーク等と連携して、引き続き計画的・組織的な進路指導(キャリア教育)を実施する。
- ・ 発達障害者支援センターにおいて、発達障害者からの一般就労に関する相談を受け、必要に応じて、障害者職業センター等と連携して就労準備プログラムを行い、ハローワーク、はあとふるジョブカフェ、障害者就業・生活支援センター等の利用支援を行う。
- ・ 高等技術専門学校において、発達障害者を対象とした「キャリア・プログラム科」で、各種作業を通じて職場での適応能力を高めるとともに、社会人として必要なコミュニケーション能力やマナーの習得を目指す職業訓練を実施する。
- ・ 障害者就業・生活支援センターにおいて、一般就労を行う発達障害者、発達障害者を雇用する企業、雇用を考えている企業等からの相談を受け、必要に応じて企業を訪問して、適切な就労環境や配慮等に関する助言を行う。また、発達障害を雇用する企業の事例について普及啓発を行う。
- ・ 企業の発達障害への理解を深め、雇用先企業を開拓するとともに、発達障害者とのマッチング、職場定着支援等を行う仕組みを検討する。

○ 生活支援の充実

- ・ 障害者自立支援協議会の意見等を踏まえ、グループホーム等の「住まいの場」の確保を図るとともに、就労継続支援事業所、生活訓練、地域活動支援センター等の「活動の場」の整備を推進する。
- ・ 就労継続支援事業所等の発達障害に関する対応ノウハウが不十分な場合に、発達障害者支援センターや発達障害者圏域支援センターが適切な生活環境や配慮等に関する助言を行う。
- ・ 自閉症等で強度行動障害をもつ者について、入所施設や在宅における支援状況に関する調査を行い、支援のあり方や支援体制等を検討する。

(3) 支援体制の整備

① 相談支援体制

現状と課題

- ・ 発達障害者支援センターや発達障害者圏域支援センターへの相談件数が急増しているが、相談支援機関の役割分担・連携体制が不明確。
- ・ 発達障害者や家族等がどこに相談すればよいか分からない状況。

対策の方向

○ 体系的な相談支援体制の構築

- ・ 発達障害者支援センターについて、京都府全域の発達障害者支援の中核機関として、発達障害者圏域支援センターや相談支援事業所のバックアップ支援機能のほか、支援・連携体制の構築機能、人材養成機能、支援手法開発機能等を強化する。
- ・ 発達障害者圏域支援センターについて、地域の中核的な相談支援機関として、発達障害に関する専門性の向上を図り、地域の相談支援事業所等の支援を行うとともに、困難ケースの相談支援を行う。
- ・ 相談支援事業所について、地域の身近な相談支援機関として、相談支援従事者の発達障害への理解の向上を図る。
- ・ 発達障害者支援センターにおいて、地域の発達障害者支援の中核を担う発達障害者圏域支援センター職員を対象とした専門的・実践的な研修を検討する。

② 医療提供体制

現状と課題

- ・ 発達障害の診断を行う医療機関が少なく、初診待ち時間が長い。
- ・ 成人期の発達障害に対応できる医療機関が周知されていない。
- ・ 作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等による発達障害者の療育体制が不足。

対策の方向

○ 発達障害に関する医療連携体制の構築

- ・ 発達障害の診断・療育を行う府内の医療機関に関する調査を行い、関係者で連携体制を協議し、発達障害に関する医療連携体制について府民に情報提供することを検討する。
- ・ 発達障害等の児童・思春期の精神疾患患者に対して集中的・多面的に入院医療を提供するとともに、子どもの心の診療に専門的に携わる医師や関係専門職の育成等を行う、拠点機能の整備を検討する。
- ・ 北部地域における発達障害者に対する支援拠点として、府立舞鶴こども療育センターの機能強化を図る。

○ 療育を行う人材の育成

- ・ 発達障害者の療育を行える作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等の育成を支援する。

③ 福祉サービス提供体制

現状と課題

- ・平成24年4月に改正児童福祉法が施行されたが、児童発達支援センター、児童発達支援事業、放課後等デイサービス等の役割分担と連携のあり方に混乱が生じているとの指摘。
- ・一般就労が困難な発達障害者が就労継続支援事業所や生活訓練、地域活動支援センター等を利用する場合に、事業所の対応ノウハウが不十分なことがある。
- ・自閉症等で強度行動障害をもつ者について、入所施設や在宅において支援が困難となっている場合がある。

対策の方向

○ 福祉サービス提供体制の整備

- ・改正児童福祉法の施行状況等を踏まえ、児童発達支援センター、児童発達支援事業、放課後等デイサービス等の整備のあり方や方向性等について検討する。
- ・障害者自立支援協議会の意見等を踏まえ、グループホーム等の「住まいの場」の確保を図るとともに、就労継続支援事業所、生活訓練、地域活動支援センター等の「活動の場」の整備を推進する。
- ・就労継続支援事業所等の発達障害に関する対応ノウハウが不十分な場合に、発達障害者支援センターや発達障害者圏域支援センターが適切な生活環境や配慮等に関する助言を行う。
- ・自閉症等で強度行動障害をもつ者について、入所施設や在宅における支援状況に関する調査を行い、支援のあり方や支援体制等を検討する。

(4) 人材の育成

現状と課題

- ・発達障害者への支援は様々な関係機関が連携して行う必要があるが、保健、医療、福祉、教育、就労等の支援がまだ十分ではない状況。
- ・発達障害の診断を行う医師の育成や、SST、療育、ペアレントトレーニング等を行える人材（作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、保健師等）の育成が必要。
- ・「園支援児」について、園巡回等の支援を受けながら、保育所・幼稚園の保育士等が対応できるよう、保育士等の資質を向上する必要。
- ・保護者が孤立しないよう、ペアレントメンターの育成が課題。
 - ・ペアレントメンター：発達障害者の保護者に対して、同じように発達障害のある子どもを持つ保護者が相談相手となって、悩みを共感し、自らの子育て経験を基に子どもへの関わり方等の助言

対策の方向

- ・発達障害等の児童・思春期の精神疾患患者に対して集中的・多面的に入院医療を提供するとともに、子どもの心の診療に専門的に携わる医師や関係専門職の育成等を行う、拠点機能の整備を検討する。
- ・SST、療育、ペアレントトレーニング等を行える、発達障害に精通した作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等を育成するため、障害者自立支援協議会で推薦された者に対する大学等の専門養成講座への派遣研修や、職能団体の委託研修等を検討する。
- ・相談支援事業所や発達障害者圏域支援センター等の相談支援従事者を対象とした発達障害専門研修を実施する。
- ・発達障害者支援センターにおいて、地域の発達障害者支援の中核を担う発達障害者圏域

支援センター職員を対象とした専門的・実践的な研修を検討する。

- ・ 保育士・教師等を対象とした発達障害の理解を深める研修、保育士・教師等を対象とした子どものほめ方教室(ペアレントトレーニング手法の普及)を実施する。
- ・ ペアレントトレーニング指導者養成、ペアレントメンター養成等を実施する。

(5) 発達障害への理解促進

現状と課題

- ・ 小・中学校の児童生徒の6.3%が発達障害の可能性があると、多くの発達障害者が社会で生活しているが、外見からは分かりにくく、行政、企業、府民の発達障害の理解は不十分。
- ・ 発達障害は虐待、いじめ、不登校等の二次障害につながるケースがあり、また、本人・保護者の障害受容を進めるためにも、発達障害の正しい理解が重要。

対策の方向

○ 発達障害の啓発

- ・ 発達障害者を社会全体で見守ることができるよう、発達障害への理解促進を図るための研修会や講演会等を実施するとともに、発達障害を雇用する企業の事例について普及啓発を行う。
- ・ 学校教育において、発達障害を含む、障害の理解等に関する教育を推進する。

○ 発達障害者の家族支援

- ・ 発達障害者・家族が地域で孤立せず、発達障害者・家族同士のピアサポートを受けられるよう、ペアレントメンターの育成など、発達障害者・家族会の活動支援を推進する。
- ・ ひきこもり当事者の自立と社会参加を促進するとともに、ひきこもりを支える家族の負担を軽減するため、ひきこもり相談窓口による来所・電話相談や家族教室を実施する。また、ひきこもり経験者が体験や助言を伝える「絆パートナー」派遣や、臨床心理士や民間団体等の「チーム絆」による訪問支援を行う。